

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

標茶町長 佐藤 吉彦

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 標茶町 (16641) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 標茶地域 (標茶町全域) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 8年3月3日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

標茶町の農業は、基幹産業を「酪農」とし、基幹作目を「生乳」として、広大な土地資源を利用した草地型酪農を根幹に、基盤整備の積極的な推進により酪農経営の規模拡大を続け、我が国でも有数な酪農地帯として成長を遂げてきた。

野菜生産においては、寒冷地(高原)野菜の栽培が行われ、特に大根は「釧路ほくげん大根」のブランド名で各市場へ出荷されている。また、共同選果場を整備し、共同出荷体制による高収益野菜の産地形成化が図られている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

標茶町の農業は、農地面積28,900haに対し集積面積27,634haとなっており、集積率95.6%と高く推移している。一方で農家戸数は減少傾向であり、規模拡大意向のある農家への集約化が進んでいる状況であると言える中で、新規就農者の受入、支援を推進する必要がある。また、将来に渡り持続的に発展していくため、関係機関が連携し、経営規模の拡大、農業経営の複合化や多角化等の6次産業化の取り組みを行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農地の有効活用を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 28,900 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 28,900 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 新規含む担い手中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会とともに調整し、主に農地バンクを通じて進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向や事情に配慮し、段階的に集約化を進めていく。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 地域のニーズを把握し、必要な基盤整備事業に取り組んでいく。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 町、JA、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| JAコントラ事業の活用、酪農ヘルパー制度の活用による農業者支援を積極的に進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやヒグマ等の農業被害を防止するため、電牧柵などの防獣機器の普及を推進する。
- ③自動操舵システムの普及やドローンの活用等により、農作業の効率化を推進する。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用しながら保全管理していく。
- ⑧農業用施設の特例措置を活用し、施設整備に必要な手続きの簡素化に取り組む。
- ⑩作業負担軽減のため、TMRセンター等の設置の在り方について検討を進める。